

令和4年度 事業計画

1. 基本方針

我が国の高齢化率は既に28.6%に達しており、将来人口推計によれば2030年には31.2%、2065年には38.4%まで上昇することが見込まれています。

こうした超高齢化社会において、高齢者の就業促進が極めて重要な国政上の課題になっているのはご存じのとおりです。それだけに、高齢者の就業・社会参加を通じて生きがい、仲間づくり、健康増進など高齢者の豊かな生活を実現し、併せて地域社会に貢献するシルバー人材センターに対する期待・役割はますます大きくなっています。

こうした中、一昨年以降、新型コロナウイルス感染症の世界的規模での拡大という未曾有の事態に見舞われ、雇用情勢をはじめ社会経済活動は大きな打撃を受け、シルバー人材センター事業においても会員数や契約額が減少するなどの大きな影響が出ました。

しかし、シルバー人材センターは、人生100年時代を見据え、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っており、地域の特色や実情を踏まえて積極的な取組を強化していく必要があります。

このような高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しているセンターの様々な取組は、SDGs（持続可能な開発目標）と深くつながるものです。

県連合会としては、少子高齢化の進行、地域における人手不足、政府が進める高齢者就業施策の方向性を踏まえた上で、令和4年度においても、会員拡大計画の推進を核に据え、女性会員の拡大、企業退職（予定）者層への働きかけの強化、退会抑制、新しい生活様式に対応した多様な就業機会の開拓などを重点に、取り組みたいと考えています。

また、デジタル社会の到来を念頭に置いて、シルバー事業においてもデジタル技術を取り入れた事業展開に向けての取組を推進したいと考えています。

会員拡大については、「第2次100万人計画」がコロナ禍の影響により、会員数が下げ止まらない状況にあることから、全シ協は、コロナ禍の影響により会員数が目標数値から大きく乖離したセンターについては、令和元年度の数値を基準とした当面の新たな目標数値を設定して取り組むこととされたので、県内各センターと一致協力し、様々な課題解消に向けた事業を展開し、一人でも多くの高齢者の方々に会員となっていただくとともに、センターの役割を十分に發揮することにより、持続可能な社会の実現を目指し、シルバー事業の「自主・自立、共働・共助」という理念のもと、一丸となって事業推進に取り組んでいきます。

2. シルバー人材センター事業の今後の方向性

シルバー人材センターの根幹業務である請負事業の底上げを確実に実施していくためには「成長分野における請負就業」として、「福祉・家事援助サービス事業」、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「空き家管理対策事業」、さらには、「放課後児童クラブにおける育児支援事業」など、地域貢献事業として地域社会からの期待が大きい事業を推進していく必要があります。

また、労働者派遣事業の運営においては、「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の積極的な活用を通じて、次世代の生活、同世代の生活、人手不足に苦慮する企業等を下支えする役割を考えています。

センターの地域における存在意義を高め、積極的な事業運営を行うには「会員の拡大」が最重要課題となります。

そのためには、特に女性会員拡大を重点とするほか、企業退職（予定）者層などターゲットを明確にして、それに応じた入会勧奨の取組と新たな職域開拓の取組を並行して実施し、会員個々のニーズに対応したマッチングを促進することで幅広い層の会員の入会に取り組んでいきます。

また、会員のデジタルリテラシーの向上に努め、会員をはじめ地域の高齢者が社会のデジタル化から取り残されない取組を推進していきます。

3. 重点事業項目

◎中期計画に基づく事業運営

平成30年度に策定した「第3次中期計画（改訂版）」に基づき、着実な業務運営を開します。

- (1) 会員の拡大（特に女性会員の拡大）
- (2) 就業機会の拡大
- (3) 多様な働き方の推進
- (4) 安全就業の推進（健康の確保を含む）
- (5) 「適正就業ガイドライン」に沿った業務運営
- (6) 普及啓発事業
- (7) シルバー事業の更なる推進に向けた関係機関との連携
- (8) 健全な団体運営に関する取組
- (9) 諸会議の開催

4. 事業実施計画

連合会は、シルバー人材センター事業の今後の方向性に沿って、新しい時代を展望したシルバー事業の健全な発展と拡充を目指し、以下の事業を実施していきます。

(1) 会員の拡大（特に女性会員の拡大）

会員の拡大については、全シ協の「第2次会員100万人達成計画」策定に基づき、当連合会の「第3次シルバー事業中期計画」も見直し、「第3次改訂版」としています。この中で、令和4年度の県内目標会員数は4,721人に設定し、各センターにもこの目標会員数を基に割り振っています。（＊資料別表2）

今年度は、この数値目標の達成に向け、次のような取り組みを強化していきます。

- ① 入会促進の取り組み
 - 入会促進のターゲットの明確化（女性、団塊の世代、企業退職層、など）
 - 地道な取組みの推進（広報・募集の工夫、入会説明会の工夫、入会手続き、など）
 - シルバー派遣事業の拡大及び高齢者活躍人材確保育成事業による新規会員確保
 - 新総合事業及び福祉家事援助サービス事業等参入による女性会員の確保

- 会員による1人1会員入会活動の強化
- 入会希望者に対する、適正かつ迅速な入会承認及び就業機会の早期提供
- 地域の商工会議所等と連携した企業等への働きかけによる定年退職（予定）者層の入会促進

② 退会の抑制

- 未就業会員への就業相談及び就業促進の強化
- 仲間づくり（互助会、レクリエーション、ボランティア、サークル活動、など）
- 会員継続の魅力づくり（ゴールド会員等、会員特典制度、など）
- 80歳を超えて活躍できる取組の推進
- 総合相談員（メンター）の配置

③ 組織的・計画的な取組み

- 役員・職員・会員が一体となった取組み（目標・意識の共有化）
- 目標管理（PDCAサイクルによる目標管理）の徹底
- 地方自治体、ハローワーク、社会福祉関係団体、商工会議所等の経済団体、事業主団体、企業等関係機関との連携
- 会員又は女性会員を拡大するための専門部会又は委員会等の設置
- 女性会員拡大に向けた担当理事の配置

（2）就業機会の拡大

就業機会の拡大に向けて、会員の就業ニーズと地域企業等のニーズを把握・分析し、以下の取組を行う。

- ① 会員による1人1仕事開拓
- ② シルバー派遣事業の拡大
- ③ 過去の発注先への訪問
- ④ 地方自治体との連携強化による仕事、補助金の確保
- ⑤ 新総合事業及び福祉・家事援助サービス事業の積極的な推進
- ⑥ 空き家管理対策事業への参入
- ⑦ 放課後児童クラブにおける育児支援事業の積極的な推進
- ⑧ 未充足受注や多人数を必要とする大型受注等に対応するための連合本部の広域調整機能の強化（近隣センターに会員未充足の受注を情報提供する、1契約に複数センターの会員が就業するなど）
- ⑨ 商工会議所等経済団体との連携を通じた新たな事業の拡大
- ⑩ 企業と協同した職種の開拓・開発
- ⑪ 社会福祉関係団体及び業界団体等との連携
- ⑫ 新たな生活様式に対応した多様な就業機会の確保
- ⑬ 商工会議所等経済団体との連携を通じた新たな事業の拡大
- ⑭ デジタル技術を活用できる就業機会の開拓

（3）多様な働き方の推進

① シルバー派遣事業

連合会では、国・県の高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助金を活用し、新規就業先の開拓と派遣就業を希望する高齢者の入会促進策など、各届出センターと連携を強化しつつ、シルバー派遣事業の着実な取り組みを推進する。

② 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る求人を受け付け、こうした仕事を希望する高年齢者を求人事業先に紹介する有料職業紹介事業も取り組む。

③ 成長分野における請負就業

地域社会に対する貢献度が高く、高齢者の多様な就業機会の確保につながる成長分野について、未実施センターの参入に向けた支援を行いつつ、各事業の積極的な推進を図る。今後も市町と連携して福祉・家事援助サービス事業や介護予防・日常生活支援総合事業、空き家管理対策事業などにも着目して事業拡充策を支援する。

④ 業務拡大への対応

高齢法第39条に基づく業務拡大については、労働者派遣事業及び職業紹介事業に限定した適用であり、会員ニーズ及び発注者ニーズに沿って、センターの指定区域ごとに佐賀県知事の指定にむけて要望を行っていくとともに、既に業務拡大の指定を受けた地域におけるマッチングの実績向上に努める。

… (*注記) 高齢法第39条

⑤ 調査研究・情報提供事業

高年齢者の就業ニーズや社会経済の変化に適合したシルバー事業の拡充、拡大に資するため、必要な調査研究を行うとともに、県内センターの業務統計・分析、好事例の収集、高年齢者の雇用・就業に関する情報収集及び提供を行い、シルバー人材センターを取り巻く人口構造の変化や社会経済状況等の変化に対応する組織の機能強化・拡充に努める。

- 定例統計情報の取りまとめ及び提供
- 請負・委任及びシルバー派遣事業の実績の総合的な把握
- シルバー事業における事故状況の把握

(4) 安全就業の推進（健康の確保を含む）

「安全・安心なシルバー事業」の確立を図ることは、シルバー事業遂行の根幹をなすものであり、組織を挙げて安全対策のより一層の推進を図り、重篤事故、傷害事故の撲滅及び健康の確保を図ることが重要です。このため、全シ協「安全就業ニュース」をはじめ、厚生労働省「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」などを活用し、事故事例等を「他人ごと」ではなく、「自らのこと」として認識するよう、安全意識の徹底とその高揚を図るとともに、「佐賀県安全ニュース」を発行し、安全対策を徹底するため、次のような事業を実施します。

- ① 安全就業リーダー養成講習会（5月）の開催
- ② 安全就業促進大会（7月）の開催
- ③ 安全・適正就業委員会の開催（年3回）
- ④ 自主点検の実施及びセンター訪問による適正就業指導（9月頃）

また、新型コロナウィルス感染症は高齢者ほど重篤化しやすいと言われていることから、会員が安心して就業できるよう感染防止対策を徹底するとともに、コロナ禍における新たな生活様式の定着を促進します。

併せて、高齢の会員の就業に関して、センターの事務局や会員が注意を払うとともに、フレイル予防を含めて会員の健康の確保に努めます。

(5) 「適正就業ガイドライン」に沿った業務運営

適正就業ガイドラインは、会員の働き方に係る重要な指針であり、公益法人として法令遵守の立場から、適正就業ガイドラインに沿った業務運営を推進することが求められます。このため、受注リストを活用した点検、改善等を確実に実施し、適正な請負就業とし

て問題がある事案については、偽装請負を根絶するため、早期に、①適正な請負事業となるよう契約内容を見直す、②シルバー派遣事業や職業紹介事業に切り替える、③現契約を解約する、のいずれかの是正措置をとることが重要です。

また、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲を著しく逸脱した就業については早期に是正するよう指導・助言していきます。

(6) 普及啓発事業

連合会及びセンターが連携し、以下の事項を重点に効果的な普及啓発活動を推進する。

- ① 普及啓発促進月間（10月）における普及啓発活動の実施
- ② シルバー事業の活動情報を自治体広報紙、新聞、テレビ、ラジオ等報道機関に提供するなど積極的な広報活動の展開
- ③ 関係機関等が主催するイベントや研修会、各種会議等での普及啓発活動
- ④ ホームページを活用したPR活動の推進
- ⑤ 「いきいきシルバーフェアさが 2023」の開催
- ⑥ 入会促進及び就業開拓用リーフレットの作成・配布
- ⑦ 地方自治体等のイベントへの積極的な参加・広報

(7) シルバー事業の更なる推進に向けた関係機関との連携

地方自治体をはじめとして、ハローワーク等関係機関との連携強化はもとより、高齢者活躍人材確保育成事業の連絡会議の開催等により、各種団体との連携強化を図り、会員拡大及び就業機会の拡大等のシルバー事業の更なる推進を図ります。

また、各地域の商工会議所等の経済団体、労働団体、業界団体、中小企業団体及び介護・福祉関係の社会福祉関係団体等との連携強化を図り、センターの活用について積極的な働きかけを行っていきます。

(8) 健全な団体運営に関する取組

業務体制・組織の最適化と会計処理の適正化に努め、中長期の財政見通しに基づき自立的に運営基盤を強化し、計画的に次の事項に取り組みます。

①自主財源の確保等

シルバー派遣事業の積極的な推進により、自主財源の確保に努め、就業機会の拡大と会員の増強を図る。なお、業務実施方法等の見直しを的確に行い、経費の節減による自主財源の確保に努めます。

②会計処理体制（内部牽制体制等）の確立と会計処理の適正化

不正経理事案が発生すれば、シルバー事業に対する信頼を著しく損ない、業務運営に重大な影響を及ぼすため、会計事故の未然防止に努め、会計処理体制（内部牽制体制等）を確立し、会計処理の適正化を図ります。

③指導相談事業

センター機能の強化に向けた自主・自立的な取組みと効率的な業務の推進を基本に、センターのより適正・効果的な事業運営が確保されるよう顧問税理士と連携した会計指導を実施し、会計処理の適正化を図りつつ会計事故の未然防止に努める。

また、随時、各種相談や個別指導も実施する。

○会計経理の指導実施

○シルバー人材センター事業の指導の実施

④消費税における適格請求書等保存方式への対応

令和5年10月からいわゆるインボイス制度が導入される予定であるが、制度が予定どおり施行された場合はセンターの経営に極めて大きな影響を及ぼすため、シルバ

一業界全体として特例措置を求める要望活動を行っています。

一方で、仮に予定どおり施行されることとなった場合、大きな混乱が生じることが予想されるため、リスクマネジメントの観点から、入念なシミュレーションによる現実的な対応策を検討し、万が一の場合に備えて対応できるようにしておく。

⑤センター未設置地域の解消に向けた取組

未設置の町に対して、地域の実情に応じてセンターの設置を働きかけ、設置が見込まれる場合等は、佐賀県、佐賀労働局と緊密に連携して取り組みます。

⑥交流研修活動

全国シルバー人材センター事業協会及び九州ブロックシルバー人材センター連絡協議会が主催する研修会等にも積極的に参加し、その会議内容等を共有し、シルバー人材センター事業の充実・発展に努めます。

(9) 諸会議の開催

当連合会の運営及びシルバー事業の運営に関する諸会議を次のとおり開催します。

①定款に定める会議の開催

イ. 定時総会	年1回
ロ. 理事会	年4回
ハ. 監事監査	年1回

②その他の会議

イ. 安全・適正就業委員会	年3回
ロ. シルバー派遣事業運営委員会	年2回
ハ. 理事長会議	年1回
二. 県内事務局長会議	年2回
ホ. その他、臨時の会議	随時

(＊注記) 高齢法第39条

(業務拡大に係る業種及び職種の指定等)

第39条 都道府県知事は、シルバー人材センターが行う前条第1項第2号及び第4号に掲げる業務に関し、労働力の確保が必要な地域においてその取り扱う範囲を拡張することにより高年齢退職者の就業の機会の確保に相当程度寄与することが見込まれる業種及び職種であって、労働力の需給の状況、同項第2号及び第4号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあっては、労働者派遣事業に限る。）と同種の業務を営む事業者の事業活動に与える影響等を考慮して厚生労働省令で定める基準に適合するものを、センターの指定区域内の市町村の区域ごとに指定することができる。

2 都道府県知事は、～（以下省略）。

*資料：佐賀県の第3次中期計画（改訂版）別表2

佐賀県の第3次中期計画（改訂版）における目標会員数

(単位:人) R4.3月末

計画年度等		100万人会員(H25~H30)			全シ協第2次100万人計画(令和元年度~6年度)						元年度 (目標数)
団体名/年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
全シ協	全国目標	945,000 (718,375)	1,016,800 (713,746)	742,489	770,747	800,202	845,831	894,124	945,270	999,429	770,747
	県目標値 《》は第1次	《6,500》	《7,300》	3,916	4,068	4,227	4,472	4,731	5,008	5,296	4,068
	伸び率(%)	《14.0》	《12.3》	3.9	3.9	3.9	5.8	5.8	5.8	5.8	3.9
佐賀県連合	第3次計画目標値	3,845 (実績)	3,777 (実績)	3,773 (実績)	4,077	4,236	4,462	4,721	4,995	5,285	4,077
	《前目標値》	《6,500》	《7,300》	《7,400》	《7,600》	《7,700》	*	*	*	*	《7,600》
	伸び率(%)	《29.3》	《12.3》	《3.9》	3.9	3.9	5.8	5.8	5.8	5.8	3.9
1	佐賀市	846	880	907	924	902	864/1,044	1,105	1,169	1,237	950
2	唐津市	688	650	640	609	596	589/ 771	816	863	913	701
3	鳥栖市	376	373	383	371	348	328/ 443	469	496	525	403
4	伊万里市	264	244	223	224	224	198/ 290	307	324	343	264
5	武雄市	320	324	306	297	272	263/ 384	406	430	455	350
6	鹿島市	212	207	216	213	222	208/ 246	260	275	291	223
7	小城市	160	164	158	160	155	151/ 195	206	218	231	177
8	嬉野市	132	119	121	131	138	143/ 142	149	158	167	129
9	玄海町	110	110	115	125	126	127/ 130	138	146	154	118
10	有田町	155	143	141	138	138	135/ 170	180	190	201	155
11	白石町	105	106	105	112	112	109/ 125	132	141	149	114
12	多久市	84	77	71	66	62	61 / 91	96	102	108	83
13	神埼市	122	120	129	117	101	114/ 143	151	159	168	130
14	吉野ヶ里町	18	16	13	15	0	0	*21	*22	*23	*18
15	基山町	71	64	71	68	57	54 / 76	80	85	90	69
16	上峰町	42	50	52	48	44	51 / 59	63	66	70	54
17	みやき町	40	34	26	21	109	119 / 40	43	45	48	36
18	大町町	42	38	38	38	33	33 / 45	48	51	54	41
19	江北町	22	27	29	33	30	29 / 32	34	36	38	29
20	太良町	36	31	29	29	26	27 / 36	38	41	43	33
計		3,845	3,777	3,773	3,739	3,695	3,603/ 4,462	4,721	4,995	5,285	4,059

(注) 県連合会の第3次中期計画を4年延長し、平成28年度から令和6年度までの9年間に改訂する。

なお、各センター目標会員数は、全シ協「第2次会員100万人達成計画」を基に算出する。